

過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法施行規則 概要

【趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の施行に伴い、みなし過疎の要件等を定める。

【概要】

- (1) 国庫補助のかさ上げの対象となる交付金のかさ上げ額の算定方法を定める。
- (2) みなし過疎の要件として次の基準を定める。
 - ・平成 29 年度から令和元年度までの平均財政力指数が 0.51 以下であること
 - ・平成 27 年の国勢調査人口が昭和 35 年、昭和 50 年、平成 2 年の国勢調査人口のいずれよりも減少していること
 - ・一部過疎の要件を満たす区域の人口が市町村全体の人口の $1/3$ 以上又は一部過疎の要件を満たす区域の面積が市町村全体の面積の $1/2$ 以上であること

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日（木）